

かすみがうら農場について

(民間会社による大型鶏舎の建設について (前回の質疑回答))

1 臭気対策について

- ・ 鶏糞の処理については、密閉型縦型コンポストを設置。
- ・ 鶏舎から排出された鶏糞は、地下の完全密閉されたベルトコンベアを通り密閉型縦型コンポストに外気に触れることなく搬入。
- ・ 搬入された鶏糞は、臭気を土壌脱臭層に送る仕組みとなっており、初めに水洗スクラバー内で、5割程度の臭気を脱臭。残り5割程度の臭気については土壌脱臭層に送られ8割から9割の臭気をとる。さらに霧状の消臭剤を常時噴霧し脱臭。
- ・ 悪臭物質の排出の規制地域及び規制基準 (平成 24 年かすみがうら市告示第 12 号) の規定では、市街化調整区域である当該地の臭気強度は、B 区域となり、規制値は下表のとおり。
かすみがうら農場では、A 区域の規制値をクリアする予定である。

特定悪臭物質\地域の区分	A 区域	B 区域
アンモニア	1PPM	2PPM
メチルメルカプタン	0.002PPM	0.004PPM
硫化水素	0.02PPM	0.06PPM
硫化メチル	0.01PPM	0.05PPM
二硫化メチル	0.009PPM	0.03PPM
トリメチルアミン	0.005PPM	0.02PPM

(A 地区については、都市計画法第 7 条第 1 項の規定により市街化区域として定められた地域 (同法第 8 条第 1 項の規定により工業地域及び工業専用地域として定められた地域を除く。)。B 地区については、A 地域を除く地域。)

2 排水対策について

- ・ 排水を水路に流すことについては、三村地区土地改良区と事前協議され、了承済み。(最終流入先は恋瀬川流域)
- ・ かすみがうら農場内で発生する鶏舎の洗浄水、ダストシャワー、汚卵洗浄

水、脱臭スクラバー排水は、大型の水処理施設で浄化し排水。

- ・大型の水処理施設は、浄化槽内部は中空系の膜処理を採用しており中空系は0.4ミクロンの細かいフィルターを採用。
- ・かすみがうら農場は、関係法令の規定による小規模事業所に該当し、水質項目毎の放流水質及び排水基準等は次のとおり。

単位：mg/l

項目	流入水質 (mg/l)	放流水質 (mg/l 以下)	除去率 (最大%)	基準値 (mg/l 以下)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	200	10	95.0	20
浮遊物質 (SS)	300	15	95.0	30
窒素含有量 (T-N)	300	15	95.0	45
燐含有量 (T-P)	9	1.5	83.3	6
化学的酸素要求量 (COD)	150	30	80.0	160

※基準値は小規模事業所の法令基準値

※関係法令とは、水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例

※計画排水量 250 m³/日

3 「かすみがうら農場」定款について

別紙のとおり。

4 「かすみがうら農場」法規制について

(1) 開発行為について

都市計画法第29条の規定による開発行為については「孵卵育雛施設」に該当するため適用除外。

(2) 林地開発行為について

林地法第10条の2の規定による開発行為については、平成14年度、茨城県の許可済み。

(3) 茨城県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき悪臭特定施設の設置届出を石岡市に提出。(平成30年3月30日付。提出先が石岡市になっているのは、事業所全体の面積中半数以上が石岡市に建設され排水施設及びたい肥施設が石岡地内に建設されているため。)

5 住民説明会時の意見に対する反映について

- (1) 既存のつくばファームの臭気測定について、例年8月下旬に抜打ちで臭気測定を逆西4区～7区区長立会のもと実施。(平成30年度は8月23日実施)
今後、かすみがうら農場についても同様に区長立会のもと抜打ちで臭気測定を実施する予定。

- (2) 現在平成30年6月11日締結している公害防止協定書に基づき、公害防止計画書を提出させ、それに基づく公害防止細目協定書を締結予定。
(関係法令に基づき排水基準や臭気測定の基準値を設け管理)

6 事業所から発生する鶏糞の最終処分について

鶏糞についてはペレット化しベトナム等に輸出。